

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

ロス五輪で途中棄権。「非国民」と言われ、逃げるように帰国。大阪国際女子マラソンでは観客の心ない一言で走ることが出来なくなり、それでも、後から走ってきたランナーに声を掛けられ、背中を叩かれ、走り去るランナーの後ろ姿に心が奮い立ち、泣きながらゴールしました。

「結果を求めるが幸せだと思えば結果も出る」コーチの言葉に心が響いた増田明美。人の言葉や態度には人生を変える力があります。

私の書棚より

○過去に偉業を成し遂げてきた人は、例外なく他人と自分を比較していない。彼らは自分の生まれてきた役割に焦点をあてて、自らの成長を楽しんできた。

○どうすれば「本質」を見抜く眼を持てるのか。その方法はただ一つ。目に見えるものはすべて「現象」だという意識を常に持ち、その裏にある「本質」は何か?と考えようとしている。

「ココロでわかれば、
人は“本気”で走りだす!」
木下晴弘著 ごま書房新社

税務アンテナ

□消費税法では、個人事業者が事業を廃止した場合、業務に必要な車両や建物などの事業用資産については、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものとみなされ、対価を得て当該資産を譲渡したものとして、非課税取引に該当しない限り、消費税が課されます。

この場合、当該事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要があります。

資産の状況等によっては未償却残高を通常売買される価額に相当する金額とすることもできます。

□所得者本人が、妻と死別か離婚した後、婚姻していない人、又は、妻の生死が明らかでない人で、扶養親族又は生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人は寡夫に該当します。

控除対象配偶者又は寡夫に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況により判定することになっていますが、控除対象配偶者が年の途中で死亡した場合には、その死亡時の現況により判定されますので、要件が満たされれば、配偶者控除と寡夫控除の両方について適用できます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付
15日	○給与所得者異動届出
30日	○2年2月決算法人の確定申告 ○1年8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○31年5月、1年8月、11月決算法人の消費税中間申告

30日	○4月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『他人を裁くより、自分を裁くほうがずっと難しい』 by サン・テグジュペリ